

文化財保存修理用資材の長期需要予測
(国産良質材使用推進・供給地活性化事業)
委託実施要項

平成27年4月24日
文化庁次長決定
(平成29年5月29日一部改正)

1. 趣旨

国宝・重要文化財建造物の修理にあたっては、在来と同品種、同品質の資材を確保することが必要不可欠である。しかし、社会経済の変化により、年を追うごとに修理用資材の地域における安定的な供給は困難な状況となっている。

この状況を改善するためには、国宝・重要文化財建造物の保存修理用資材の長期需要予測調査を実施し、関係省庁と情報共有及び連携することで、国産良質材の地域における安定的な供給体制の構築を図る必要がある。

本事業は、文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材について、国宝・重要文化財建造物における使用量を算出するとともに、各建造物の修理周期の検討を通じて、資材の長期需要量を予測することを目的とするものである。

2. 委託内容

国宝・重要文化財建造物において、対象資材の使用量（面積等）を算出するとともに、各建造物の修理周期を勘案して、年間における植物性資材の需要量を予測する。

3. 委託先

上記2について、調査業務等を円滑に実施することができる団体。

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、別に定める業務計画書等を文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

(1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・一般管理費・再委託費）を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、委託を受けた団体が契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

委託を受けた団体が、業務を完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書並びに業務成果報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日又は当該委託年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

(1) 文化庁は上記7により提出された委託業務完了報告書並びに委託業務成果報告書に基づいて調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体に通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 文化庁は、委託を受けた団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託した団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 委託を受けた団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。